

平素より、東京都の進めるまちづくりにご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。
東京都及び東京都都市づくり公社では、安全で災害に強いまちづくりの実現を
目指し「補助第86号線（志茂地区）」の整備を引き続き進めてまいります。

補償内容ってどうやって決まるの？

補償が出ると言われても、よくわからなくて不安です。



都市せいっぴ
(都市整備局キャラクター)

補償の内容は、主に**土地売買代金**と**物件移転補償金**に分かれます。

土地売買代金は、地価公示法に基づく公示価格、不動産鑑定士による鑑定価格等を参考に毎年算定しています。

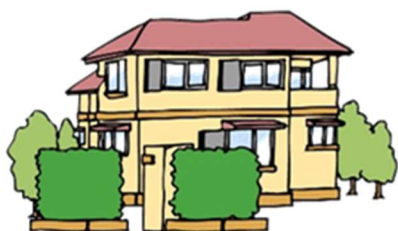
物件移転補償金は、物件調査により補償対象を明らかにした上で、損失補償基準等に則って算定します。

各建物の状況によって金額が大きく異なることと、算定に時間を要する場合があるため、早めに測量と物件調査を受けていただくことをお勧めします。調査にご協力いただいたからといって、すぐにご契約やお引越しをお願いするものではありませんので、是非ご協力ください。

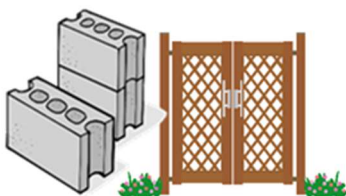
補 償 の 種 類

- 土地売買代金
- 物件移転補償金

建物移転補償



工作物移転補償費



立木補償



動産移転補償



その他(仮住居補償、借家人に対する補償、営業補償、家賃減収補償、移転雑費補償)

物件移転補償金の主な内容

(1) 建物移転補償

土地に建物等がある場合、これらの移転等のために要する費用を補償します

◆計算式の概略（木造建物で構外再築工法※¹となる場合）

補償額 = 推定再建築費※² × 再築補償率※³ + 取壊し費用

※¹＝残地以外の土地に従前の建物と同種同等の建物を建築することが合理的と認められる場合の工法

※²＝物件調査を実施し、新築相当の額を算定します。

※³＝経過年数等を加味した計算式によります。

(2) 工作物移転補償

門、塀、庭石類等がある場合、これらの移転等のために要する費用を補償します

(3) 立木補償

庭木等がある場合、その立木を移植等するために要する費用を補償します

(4) 動産移転補償

家財道具等の移転に要する費用を補償します



- ・いわゆる引越し代に対する費用です。
- ・家財道具等は、処分するのではなくすべて移転先へもっていくことを想定し、補償金を算出します。

※実際にかかった費用が、補償金に満たない額の場合でも、精算等の必要はございません。
その他、ご不明な点などございましたら、下記担当までご連絡ください。

まずはご相談ください

東京都 第二市街地整備事務所 事業課

○物件調査、補償金に関すること まちづくり用地担当 丸山、星野 電話：03-5389-5161

○事業内容、測量に関すること まちづくり推進担当 宇田川、影山 電話：03-5389-5170

(公財) 東京都都市づくり公社 第二防災まちづくり事務所

○物件調査、補償金に関すること 用地課 藤原、銀川、芳賀、小林、松井 電話：03-6454-3823